

年 月 日

公益財団法人 慈愛会 いろ今村病院
訪問リハビリテーション
ウェルネスじあい

「訪問リハビリテーション」重要事項説明書

ご利用者 _____ 様

重要事項説明書〔利用約款〕

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

（約款の目的）

第1条 公益財団法人慈愛会いづろ今村病院「ウェルネスじあい」（以下「事業所」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては、要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適応期間）

第2条

- 1 約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を事業所に提出した後、契約日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、「本約款」、「別紙1」、「別紙2」、及び「別紙3」の改訂が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者

の居宅サービス（介護予防サービス）計画に関わらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解

除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供範囲を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者または、扶養者が当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会行為を行った場合
- ⑥ 利用者又は、扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して以下のハラスメント行為を行なった場合（身体的な力を使って危害を及ぼすといった身体的暴力、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりするといった精神的暴力、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせといったセクシャルハラスメント）
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむをえない理由により当事業所が利用できる状態でない場合

（利用料金）

- 第5条 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、「別紙1」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計金額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用金額を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者及び扶養者から1項に定める利用料金の支払いを受けたときには、利用者又は扶養者の指定するものに対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第 6 条 1 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。（診療録については 5 年間保管します）
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じません。
- 3 コピーを求めた場合には、別途料金（消費税別）が発生いたします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第 7 条 1 当事業所とその職員は、当方人の個人情報保護方針に基づき、業務上知りえた利用者又は、扶養者もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「別紙 3」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上介護保険事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うこととします。

(ア) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

(イ) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター「介護予防支援事業所」）等との連携

(ウ) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

(エ) 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等

(オ) 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時における安否情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 8 条 1 緊急時は生命を最優先し、いづろ今村病院医師または当事業所の連携する医師が対応します。医学的判断により直ちに対診が必要と認める場合には、専門医療機関での診療を依頼します。
- 2 前項のほか、訪問利用中に利用者の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 9 条 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な処置を講じます。
- 2 いづろ今村病院医師または当事業所の連携する医師の医学的判断により、専

門的な医学的対応が必要と判断した場合、専門医療機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当事業所は、利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は、苦情等について担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯してその損害を賠償するものとします。

(学生実習について)

第12条 当訪問リハビリテーションが所属するいづろ今村病院では、次世代を担う優れた医療福祉人材の育成のために、学生実習を受け入れ、専門の研修を受けた職員が指導に当たっています。それに伴い、実習、研修の一環として訪問リハビリテーション時に学生が同席させて頂く場合がございます。ご理解ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。
同席に同意希望されない場合は、担当職員へお申し出ください。なお、その事により利用者に不利益が生じる事は有りません。

(利用約款に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または、扶養者と当事業者が誠意を持って協議して定めることとします。

平成27年6月1日作成
令和元年7月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和5年11月23日改訂
令和6年6月1日

〈別紙1〉

**公益財団法人慈愛会いづろ今村病院訪問リハビリテーション
「ウェルネスじあい」のご案内
(令和6年6月1日現在)**

1、施設概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 公益財団法人慈愛会いづろ今村病院
訪問リハビリテーション「ウェルネスじあい」
- ・開設年月日 : 平成27年6月1日
- ・所在地 : 鹿児島市堀江町17-1
- ・電話番号 : 099-226-2600
- ・ファックス番号 : 099-225-5181
- ・管理者名 : 長野 真二郎
- ・介護保険指定番号 : 4610119739

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

事業者では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画しリハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めます。

①事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

②事業者は、いづろ今村病院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが出来るよう努めます。

③サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または、その家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は、説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するように努めます。

④利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供にかかるとして利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

(3) 事業所の職員体制

職種	勤務形態	人数	備考
管理者（医師と兼務）	常勤	1名	
医師	常勤	1名	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	常勤	1名以上	

[従業者の職務内容]

- ① 管理者ならびに管理者代行は訪問リハビリテーションに携わる従業員の総括管理、指導を行います。
- ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師の指示の下、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者に対し居宅サービスを行います。

2、サービス内容

- ①リハビリテーション計画の立案
- ②リハビリテーション（理学療法、作業療法・言語聴覚療法）

3、サービス実施地域

- ・鹿児島市内（病院から片道5km程度、30分程度）
- その他地域については、別途相談に応じます。

4、営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日～土曜日
(但し祝祭日、及び12月31日～1月3日までを除く)
- ②営業時間 午前8時30分～午後17時30分

5、要望及び苦情の相談

要望及び苦情の相談は、職員までお知らせください。責任者が対応いたします。
ご質問やご相談は、責任者または以下の相談窓口をご利用ください。

・いづろ今村病院

(訪問リハビリテーション「ウェルネスじあい」まで)

受付曜日：月曜～金曜（土・日・祝除く） 受付時間 午前8:30～午後5:30

連絡先① TEL 099-226-2600 (代) FAX 099-225-5181

通所リハビリテーション「ウェルネスじあい」と兼用電話

連絡先② TEL 099-226-5206 FAX 099-226-5208

- ・ 鹿児島県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護保険相談室）
受付曜日：月曜～金曜（土・日・祝除く） 受付時間 午前 9:00～午後 5:00
連絡先 TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817

- ・ 鹿児島市役所健康福祉局長寿部（介護保険課介護相談室）
受付曜日：月曜～金曜（土・日・祝除く） 受付時間 午前 9:00～午後 5:15
連絡先 TEL 099-216-1280 FAX 099-219-4559

- ・ 鹿児島県社会福祉協議会事務局長寿社会推進部福祉サービス運営適正化委員会
受付曜日：月～金曜（土・日・祝除く） 受付時間 午前 9:00～午後 4:00
連絡先 TEL099-286-2200 FAX 099-257-5707

6、第三者評価は現在（2019年10月現在）未実施です。

〈別紙2〉

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（令和6年6月1日現在）

1、介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用頂き、社会参加や地域の活動を目標として、ご利用者の心身の機能の維持回復を目的にサービスを提供させていただきます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわる職員の協議によって訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者、扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

3、利用料金

（1）訪問リハビリテーションの基本料金

（※2024年6月1日現在）

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費（1回につき）	308円	616円	924円
介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）	298円	596円	894円
短期集中リハビリテーション実施加算（1日）	200円	400円	600円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1日）	240円	480円	720円
サービス提供体制強化加算（1回）	6円	12円	18円
退院時共同指導加算（初回のみ）	600円	1200円	1800円

※短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション加算とは、退院してから3ヶ月の間にリハビリを集中して行わせて頂いた場合に算定いたします。

※退院時共同指導加算とは、医療機関退院時の話合いに当事業所職員が参加し、病院と連携し、早期に連続的な訪問リハを開始する際に初回のみ算定いたします。

※1回は20分です。ケアプランに応じて対応いたします。

※キャンセルについて。

実際に担当者が訪問して、不在であった等のキャンセルについては、リハビリを実施した場合と同じ扱いで処理させていただきます。前日までのキャンセルについては無料です。

(2) 支払い方法

毎月10日頃、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い頂いた後、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振り込み、金融機関口座引き落としの3方法があります。

(3) リハビリテーションの指示医に関して

当事業所では基本的に当院医師からの指示で介入させて頂くこととなります。主治医が他院の場合は当院指示医の診察を受けて頂くこととなります。その際は主治医からの診療情報提供書が必要となります。診療情報提供書の書式については特に指定はなく各医療機関の書式で結構です。その際の費用につきましてはご利用者様のご負担となりますのでご了承ください。また診療情報提供書の金額につきましてはご利用者様の主治医のいる医療機関へお問い合わせください。(主治医が慈愛会関連施設にて勤務している場合に限り、診療情報提供書の費用は発生いたしません。)

訪問リハビリテーションを実施するにあたり、指示医(主治医、もしくは当院指示医)の診察を三ヶ月に1回受診して頂く必要があります。

〈別紙3〉

個人情報利用目的・同意書

(令和5年11月23日現在)

公益財団法人慈愛会いづろ今村病院訪問リハビリテーション「ウェルネスじあい」(以下「事業所」)では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について使用目的を以下の通り定めます。

[利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的]

1、事業所内部での利用目的

- (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービス利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ① 入退会の管理
 - ② 送迎者の管理
 - ③ 会計・経理
 - ④ 事故等の報告
 - ⑤ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2、他事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ① 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ② 利用者の診療に当たり、外部の医師への意見・助言を求める場合
 - ③ 検体業務の委託その他の委託業務
- (2) 家族等への心身の状況説明
- (3) 介護保険業務のうち
 - ① 介護事務委託
 - ② 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③ 審査支払機関または保険者からの紹介の回答
- (4) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

[上記以外の利用目的]

1、当事業所の内部での利用に係わる利用目的

- (1) 当事業所の管理運営業務のうち

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 当事業所において行われる学生の実習への協力
- ③ 当事業所において行われる事例研究

2、他事業所への情報提供に係わる利用目的

- (1) 当事業所の管理運営業務のうち
 - ① 外部監査機関への情報提供

上記個人情報利用目的を理解し、これに同意します。

年 月 日

〈利用者〉

〈代筆者〉

続柄 ()

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 利用同意書

当事業所は、重要事項説明書に基づいて（介護予防）訪問リハビリテーションサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	所在地	鹿児島市堀江町 17-1
	法人名	公益財団法人慈愛会
	事業所名	いづろ今村病院訪問リハビリテーション 「ウェルネスじあい」
	介護保険指定番号	4610119739
	管理者名	長野 真二郎

年 月 日

説明者 職名

氏名 _____

公益財団法人慈愛会いづろ今村病院が開設する（介護予防）訪問リハビリテーションを利用するにあたり、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）重要事項説明書及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これを十分に理解したうえで同意します。

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____

代筆者 住所

氏名 _____

続柄（ ）

[本約款第 5 条請求書・明細書及び領収書の送付先]

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

[本約款第 8 条 2 項緊急時及び第 9 条第 3 項事故発生時の連絡先]

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

第一版 平成 27 年 6 月 1 日 作成

第九版 平成 30 年 10 月 1 日 改訂

第十版 令和元年 5 月 1 日 改訂

第十一版 令和元年 7 月 1 日 改訂

第十二版 令和元年 10 月 1 日 改訂

第十三版 令和 2 年 8 月 1 日 改訂

第十四版 令和 2 年 12 月 1 日 改訂

第十五版 令和 3 年 4 月 1 日 改訂

第十六版 令和 5 年 11 月 23 日 改訂

第十七版 令和 6 年 6 月 1 日 改訂